

# 山梨県ワイン特区

宇都宮大学国際学部3年  
紺野美奈子 坪井知子

## 1 はじめに

## 2 山梨県ワイン産業振興特区

ワイン特区申請の背景もふまえた、特区の概要、目的、規制緩和の具体的な内容、現行の農地法についてふれる

## 3 ワイン特区の現状・問題

特区認定後の現状、特区を活用できないワイナリーが抱える問題について検証する

## 4 農家の懸念

ワイン特区導入による既存のブドウ農家への影響を考える

## 5 行政の果たす役割

ワイン特区の現状と問題点をうけて、特区を活かすために行政が果たすべき役割についての提言

## 6 民の力

ワイン特区域でみせるワイナリーの積極的な取り組み、勝沼醸造(株)の取り組みを取り上げ、民の力を考える

## 7 可能性をさぐる

特区は日本経済活性化につながるか、特区が日本経済を活性化に導くために必要なことを考える

# 1 はじめに

幾度かのワインブームを経て、ワインは高級な飲み物から身近な存在へと変化した。ポジョレーヌーボー解禁がニュースで騒がれるほど国民のワインに対する関心も高い。勢いを増しているワイン市場。だがその内訳を見てみると売れているのは輸入ワインが多く国産ワインは影が薄い。

日本のワインも輸入ワインに負けないようなものをつくろう！そんな意志を反映して申請されたのが今回の山梨県ワイン特区である。

次章からはこの特区制度やそれを取り巻く人々を検証していく。山梨県のワインは日本経済を活性化する希望となるのだろうか？

## 2 山梨県ワイン産業特区

### (1) 特区概要

目的・・・ワイン産業の活性化、国産ワインの振興。高品質のワインの生成を通じて、地域ブランド、地域文化としてのワインを定着させるとともに、それによる地域経済の活性化、地域振興を図る。

期待される効果

- ・ 制度活用ワイナリーの増加によるワイン産業の活性化
- ・ 耕作放棄地の有効活用 \* 耕作放棄地の問題

特区区域範囲・・・山梨県峡東地域。15 市町村の全域

当該区域は、山梨県のブドウ栽培の中心。

全県に 83 ヶ所あるワイナリーのうち、その 8 割以上である 67 ヶ所のワイナリーが集積。

山梨県ワイン産業の中心地。



規制緩和の内容・・・貸し付けという形で、株式会社（ワイン製造メーカー）による農地保有・農地経営(ブドウ栽培)を認める。

現行の農地法では、株式会社が農地経営をするには、農業生産法人を設立しなければならない。また、農業生産法人を設立するにも要件(3人の農業従事者を含む7人の取締役がいる株式会社であること)があり、これらの要件を満たすことは困難であり、実質的に株式会社が農地を保有、経営することは禁じられているに等しい。

### 農地法でワイナリーによるブドウ栽培は実質上禁止



### ワイナリーの不満募る

\* 『「ワイン造りはブドウ作りから」国産ワインの特徴を活かし、高品質のワインを生成するためには、原料のブドウの高品質化が必要であり、従来の輸入ブドウなどのブレンドのやり方では、限界がある。ワイナリーが原料となるブドウから独自で栽培することが高品質のぶどう造りには不可欠である。』(地場ワイナリーの声)

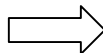


これらを受けてワイナリーによるブドウ栽培を可能にしたのがワイン特区

## (2)関連事業

### 試験・研究・技術指導

- ・ ワイン専用品種育成・栽培
- ・ 品質管理



県産ワインの品質向上

### ワイン産地振興事業

- ・ 新酒ワインまつり
- ・ JR車内広告
- ・ 入門セミナー

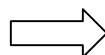


県産ワインの認知度向上・販路開拓

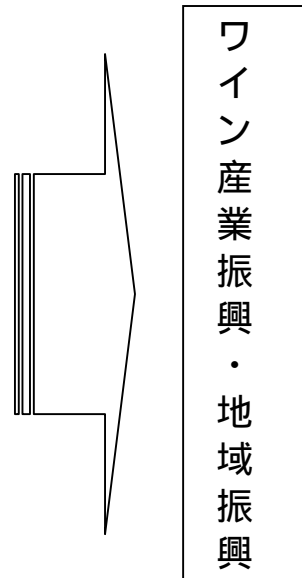
### 県産ワイン再発見事業

- ・ ワインガイド養成
- ・ ワイン入門セミナー

### 国産ワインコンクール

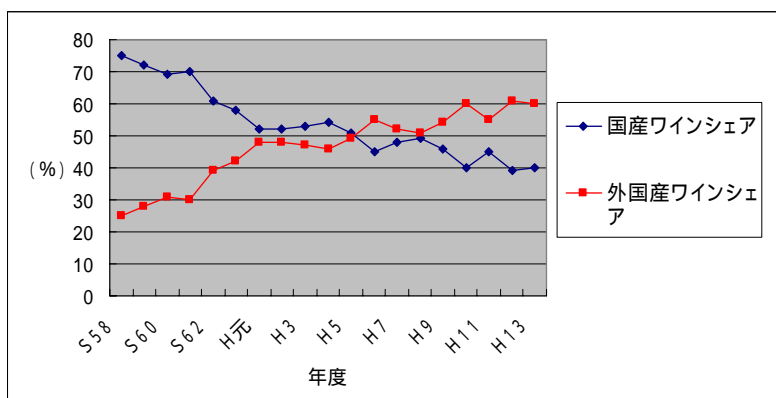


国産ワインの品質向上・認知度向上



## (3)ワイン特区申請の背景

- ・ 国産ワインの消費の低迷
- ・ 比較的安価な輸入ワインの台頭



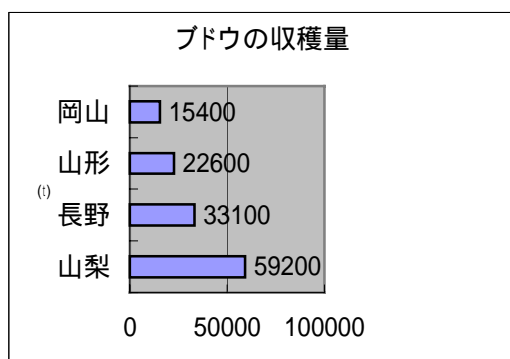
(国税庁データより)

国産ワイン産業振興、国産ワインの強化がワイン産地緊急の課題となっている。

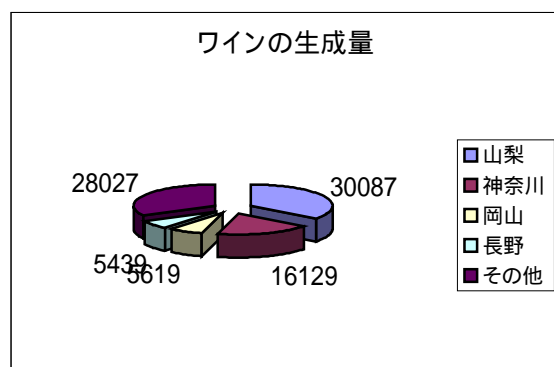
日本有数のワイン産地山梨県

山梨のワインはその恵まれた気候風土から地場産業として発展し、日本一のワイン産地を形成するまでにいたった。

- ・ ブドウ栽培面積、生産量日本一 ( グラフ左 )
- ・ 日本一のワイン生成量、全体のシェア約4割を占める ( グラフ右 )



(ポケット農林水産統計より)



(国税庁データより)

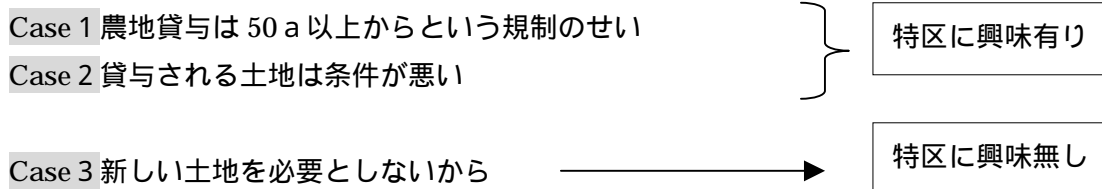
### 3 現状と問題点

#### (1) 特区認定・その後

特区活用申請ワイナリー数 4社(H15.11.15 調査時点)

勝沼地区の特区内のワイナリーは67社なので多い数字とはいえない

(2)ワイナリーそれぞれの事情『だから私は特区を活用しない』



#### 検証

Case 1 50 a 以上の土地を借りるための費用を捻出するのが困難。また借りてからもそれだけの広さの土地を整備して苗を育てていくには手間もコストもかかり、当分は赤字経営を覚悟せざるを得ない。  
中小ワイナリーにとってはハイリスク

**\* 申請の段階では、50 a という規制も緩和されるはずであったが、農林水産省の見解より規制緩和は実現されなかった。 認識のずれ**

Case 2 まとまった土地が貸与されるわけではない（既存のブドウ畑は小規模のものが点在しているため）。たとえば A 地域の土地を 15 a、B 地域の土地を 10 a、C 地域の土地を 25 a、あわせて 25 a という具合になる。また農家からの打診はあるが、それは水はけが悪いなどの悪条件の土地が多い  
耕作条件の良いまとまった土地がほしいワイナリーのニーズとあっていない

Case 3 大規模ワイナリー...農業生産法人を設立してすでに自社の畑を持っている  
小規模ワイナリー...オーナー個人のブドウ畑で栽培を行っており、その維持管理だけで手一杯  
新たに土地を必要としていない。特区活用におけるメリットがない

< 11 月 15 日現地調査 新酒ワインまつり 山梨県甲府市小瀬スポーツ公園 >

日川中央葡萄酒株式会社 堀内孝氏、

塩山ワイン醸造元代表取締役 萩原正大氏 へのインタビューによる聞き取り

「特区制度に対して地域振興、環境保全の面から見て構想的には賛成だが、実際に活用するという話になれば、我々は辞退します。よほど原料のバランスがくずれれば活用に踏みきるかもしれないが、特区制度は我々の会社にとってはどの角度から見てもメリットはない。特区を活用できるかどうかは会社の規模によります。」

勝沼醸造株式会社常務取締役 有賀弘和氏

メルシャン株式会社メルシャン勝沼ワイナリー ジェネラルマネージャー

県ワイン酒造組合会長 上野昇氏

へのインタビューによる聞き取り

「ワイン特区の発想はいいけど、ハードルが高すぎるよ。県のほうでもワイナリーが使いやすいように条件を整えてくれないと。農家とワイナリーの土地の貸与はお見合いみたいなもの。あまりにも条件の悪い土地を提供されてもうなずくわけにはいかない」

実際、申請をした4社もまだ、実行には移っていないという。“お見合い”はいまだ成立できずにいる。

## 4 農家の懸念、リスク

そもそも農地法の規制は何のために存在するのか

耕作者の権利保護

自作農主義 『耕作者自らが農地を所有することが最も適当である』

規制緩和はブドウ農家にとって不利益なものではないか

特区申請以前に実施した意識調査でも、特区導入による既存のブドウ農家への影響を心配する声が聞かれた。

これに対して行政の見解・対応

ワイナリーに対するアンケート調査の結果、特区制度を活用して行うブドウ栽培は、ブドウ栽培全体からすると、ブドウ農家に大きな影響を与えるものではない。引き続き、ワイン等の一層の消費拡大に努める

これは、あくまで行政の見解であり、やはり、農家は特区導入へ不安は残る。既存の農家に対して、行政は何らかの補償するべきではないだろうか。例えば行政側がブドウ買い上げてワイン造りを行う。(現在、県もワイン造りに取り組んでいる。)

それに対して、農家はよりよいブドウを作る努力をしなければならない。

ワイン産業振興に貢献

行政、ワイナリー、農家が一体となったワイン造り、地域振興

耕作放棄地の活用など、農業全体にとって十分なメリットも考えられる。

魅力ある農業の展開

## 5 行政の果たす役割

特区活用ができない様々な問題点が明らかになった  
誰のための規制緩和か **現場のニーズにあった施策を**  
行政の果たす役割

特区活用のためには、行政の果たす役割のところが大きいと考える。

- ・ 実施団体への支援。既存の融資制度、補助金制度の活用(特区の性質上、国からの特区枠の補助金はでないが、従来の補助金制度を組み合わせることは可能)
- ・ 農地貸与に関する条件整備(農地開拓・整備)民間へのリスクを軽減
- ・ **ワイナリーが利用しやすい制度を** \*ワイナリーの要望
- ・ さらなる規制緩和の実現(特区改正申請は可能である) **実情にあった規制緩和を**
- ・ 既存のブドウ農家への補償制度 **ブドウ農家もワイン造りの一員として地域振興**  
行政、ワイナリー、農家含め地域一体となったワイン造りが地域振興につながる

山梨県企画部総合政策室 末木浩一氏にお話をうかがったところ

「ワインは山梨の宝。ワインをただの飲みものとして終わらせるのではなく、文化として定着させていきたい。世界に通用する山梨ワインをつくり、観光客の増加を狙いたい」と熱く語ってくれた。行政も民も、目指すものは一緒なのだ。

## 6 民の力

### (1) 勝沼醸造の例

最初に特区申請に名乗りをあげたワイナリー

以前から農家からブドウ畑を借り、ブドウ造りに取り組む(農地ではなく土地としての賃貸)  
本格レストランの開設(ワインにあう地元食材を使った食事の提供)  
製法の高度化・革新、ワイナリー経営を通じた地域振興

「いいワインにはいいブドウがいる。ワイナリーの原料ブドウの自家栽培は、ワイン産業の国際的な常識。それが日本の制度ではみとめられなかった。ワイン造りは、農業そのものである。」(勝沼醸造有賀さんの話)

**ワイン造りへのこだわり**

### (2) その他の地場ワイナリー

「独自性のあるいいワインを。地域に根付く文化としてのワインを」  
地場ワイナリーの複数が、農家との契約栽培と自家栽培を並行して進める。

山梨のワイナリーは山梨のワインに対して誇りを持ち、ワイン産業振興に対して強い熱意を持って積極的な取り組みを見せている。ワイナリーの思いは、みな同じである。「いいワインを造りたい、山梨のワインを知ってもらいたい。」

特区制度に関しても肯定的であり、条件さえ合えば特区を活用したいと希望するワイナリーも少なくない。民が特区を肯定的に捉え、積極的に活用しようとする姿勢は特区成功への強みではないだろうか。ここにワイン特区成功の可能性をみる。

## 7 可能性をさぐる

現時点でのワイン特区は成功しているとはいえない。しかしワイナリーがより高品質なワインを造れるようにしようとした発想は良い。ただ、まだまだ規制の壁が高いということも事実である。特区内では思い切った規制緩和や制度を設けても良いだろう。ワイナリーのニーズにあうものを提供できれば、ワイン産業はこれからどんどん発展していく。実際われわれも山梨県主催の新酒ワインまつりに参加して、山梨ワインのさらなる可能性を見た。会場にあふれる活気、根強いファンの存在やワインの味の良さからなど考慮すると、十分経済を活性化させてくれるものとなるだろう。

互いの距離を埋めて民と行政のパートナーシップを確立することが特区成功のカギとなる。特区自体は有益な制度といえる。特区をうまく活用できるところこそ、経済発展も実現できるのだ。特区内での成功が日本経済を景気回復へ導くきっかけとなるだろう。日本経済の再生を導く起爆剤としてワイン特区の成功を願う。

### <参考文献>

- ・ 『週刊農林 第1860号 夏季特集号』
- ・ 『地方行政 2003年10月16日付』 時事通信社
- ・ 『山梨県 ワイン産業振興特区計画』 山梨県ワイン産業振興特区計画書  
山梨県庁からの資料提供による

### <web資料>

- ・ <http://www.pref.hiroshima.jp/hozen/noutihou/noutihou.html>
- ・ <http://yamanasivisitors-net.ne.jp/waine/toukei.html>